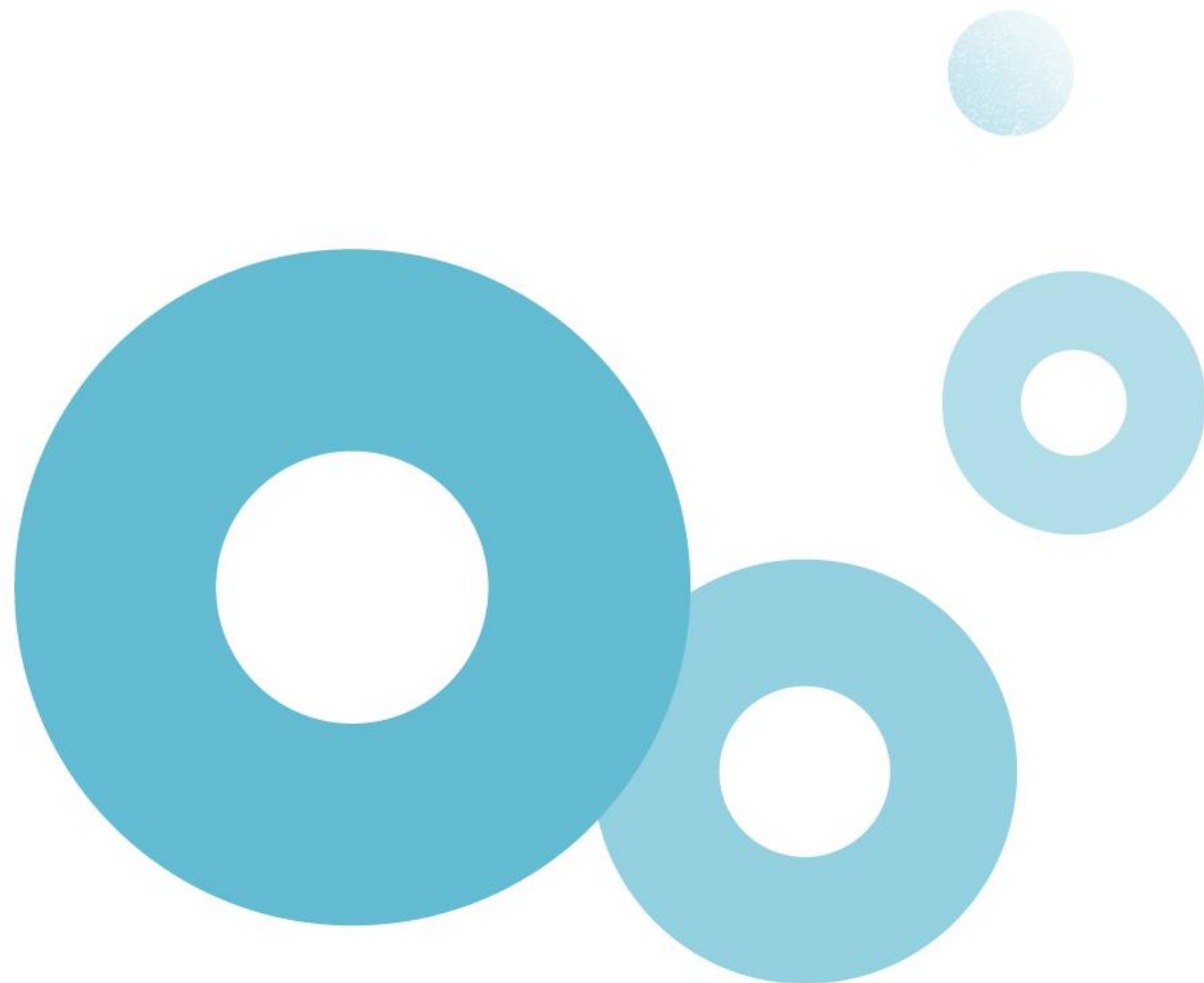


cybozu.com 「再利用許諾条件」 の補足

2025年6月

サイボウズ株式会社



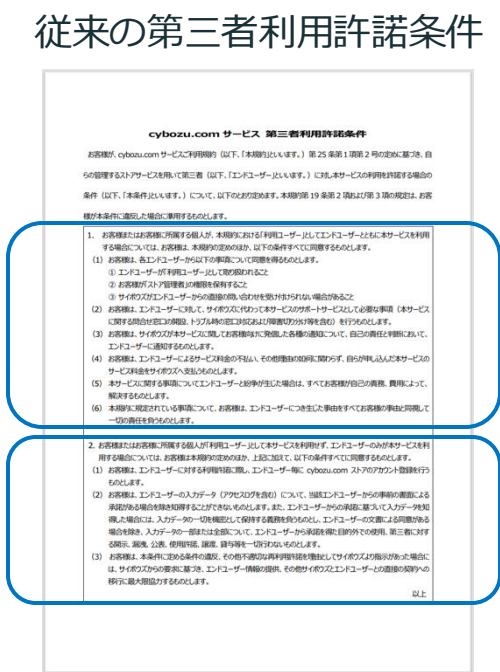
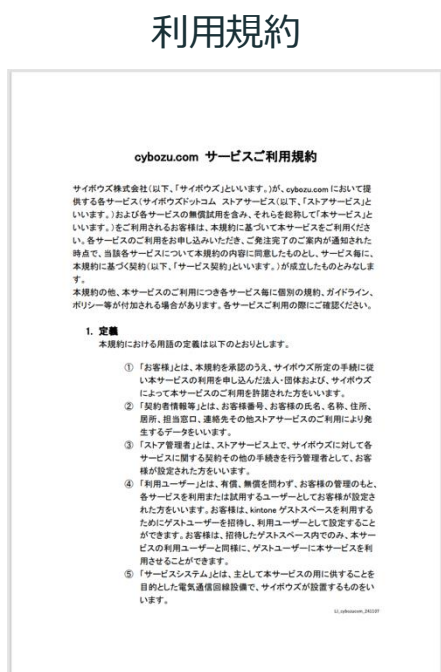
目次

1. 従来の「第三者利用許諾条件」の構成と名称を変更
2. 再利用の留意点（エンドユーザーごとのストアアカウント登録）
3. 「再利用」と位置づけられるケース
4. FAQ

1. 従来の「第三者利用許諾条件」の構成と名称を変更

改定前は「(1) 企業間利用（契約者も利用）」「(2)再利用（契約者は利用せず）」の**二部構成**であり、名称は「第三者利用許諾条件」でした。

改定後は「**再利用**」のみ記載し、名称が「再利用許諾条件」に変更となります。



名称を「再利用許諾条件」に変更

(1) 企業間利用
(契約者も利用)

(2) 再利用
(契約者は利用せず)

削除
(利用規約で実質的に
カバーされている)

維持

2. 再利用の留意点（エンドユーザーごとのストアアカウント登録）

再利用の場合は、エンドユーザー(企業)ごとに**ストアアカウントおよびサブドメインを登録**してください。

■パターンA

エンドユーザーごとにストアアカウントとサブドメインが登録されている

OK



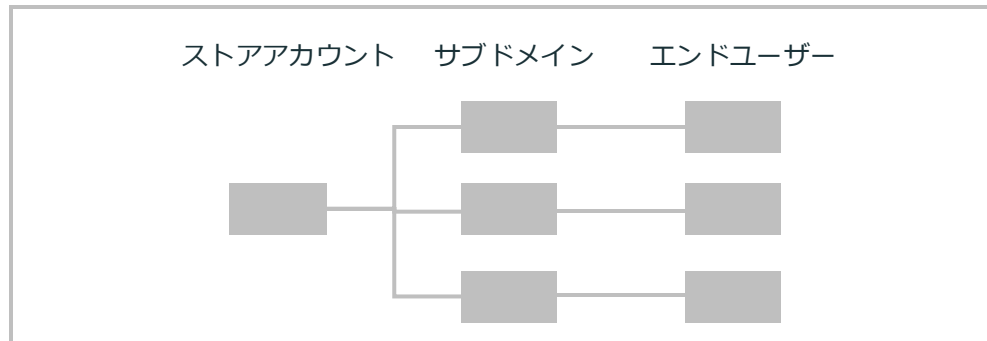
再利用許諾条件より：

(2) お客様は、エンドユーザーに対する利用許諾に際し、**エンドユーザー毎にストア管理者アカウントおよび**当該ストア管理者アカウントに紐づく**サブドメインの登録を行い**、エンドユーザーに当該サブドメインの環境を利用させるものとします。

■パターンB

エンドユーザーごとにストアアカウントが登録されていない

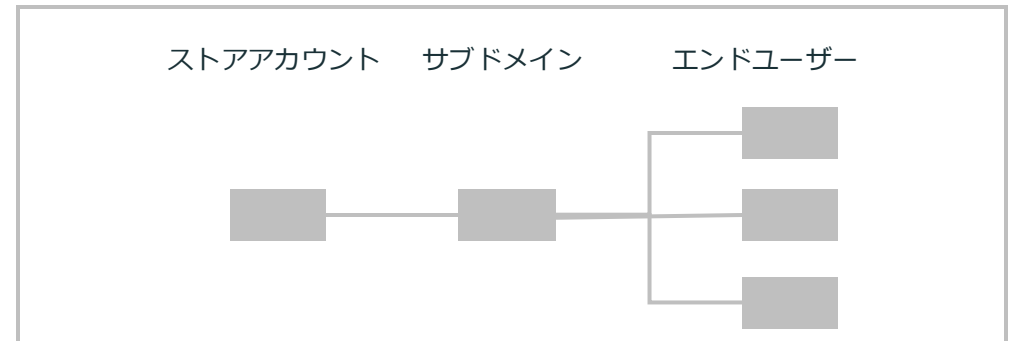
NG



■パターンC

エンドユーザーごとにストアアカウントもサブドメインも登録されていない

NG



3. 「再利用」と位置づけられるケース

契約者が形式的にユーザー登録されていて**実質的な利用がない場合は「再利用」**に位置づけられます。
(規約には以下の例は記載されていません)

■ 「再利用」となる例

- ① 契約者はユーザー登録をしているが、契約者が開発したkintoneアプリ等を**社外のエンドユーザーに利用させるのみ**であり、契約者がそれらを共同で利用しない場合
- ② 契約者はユーザー登録をし、契約者が開発したkintoneアプリ等を外部のエンドユーザーに利用させ、**契約者は設定等のサポートや管理業務のみ**を行う場合

↓

エンドユーザーごとのストアアカウント
およびサブドメインの**登録が必要**。

■ 「企業間利用」となる例

- ① 契約者がkintone環境を**社外のエンドユーザーと共同で利用**する場合

↓

エンドユーザーごとのストアアカウント
およびサブドメインの**登録は不要**。

4. FAQ

	Q	A
1	契約者がkintoneのスペースを区切って第三者に個社ごとに利用させている一方で、契約者自身も自社でkintoneを利用しています。これは再利用ではなく共同利用という位置づけになりますか？	契約者が第三者と同一の用途でコミュニケーションやデータ共有をする場合のみ、共同利用となります。
2	親会社が1つのストアアカウントで複数の子会社に再利用させることは可能ですか？	親会社・子会社間であれば両社は近い関係のため、親会社が持つ1つのストアアカウントで複数の子会社にて再利用いただいても問題ありません。（ただし親子関係でなくグループ企業の場合はこの限りではありません）

